

## 令和5年第3回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年3月6日(月) 開会 午後1時30分  
閉会 午後4時30分

2. 場 所 東区役所5階 講堂

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 19名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	上垣内 保之
7	浅元 恒夫	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	高畠 辰也	12	沼田 聖
13	谷口 憲	14	船木 良江	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員  
なし

6. 議事録署名者  
7番 浅元 恒夫 8番 岩重 隆弘

7. 職務のため出席した事務局職員  
事務局長 大畦 裕之 事務局次長 小路 和典  
主幹(事)主任 平木 周二 主 事 山崎 智晴  
技 師 森下 まゆ

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について
- (5) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- (6) 農地中間管理事業の農用地利用配分計画案に係る意見聴取について
- (7) 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について

(8) 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

・農政に係る審議事項

- (1) 下限面積要件の廃止に伴う告示の廃止について
- (2) 令和5年度農業委員会活動計画（案）について

・その他

- (1) 市長と農業者との懇談会の開催結果について
- (2) 認定農業者との意見交換会の開催結果について
- (3) 令和5年度予算特別委員会農業関係質疑の要旨について
- (4) 令和6年度広島市農政に関する意見書について
- (5) 令和4年度の農業体験学習について
- (6) 消費税インボイス制度説明会について
- (7) 令和4年度第6回地区協議会開催日程について
- (8) 令和5年3月の現地調査日程について

# 議 事

## 議 長（福島会長）

それでは、令和5年第3回広島市農業委員会総会を開会します。

本日、農業経営改善計画の審議案件がありますので、関係する推進委員にご出席いただいています。安佐北区安佐地区、沖田推進委員、安佐北区安佐地区、水本推進委員、佐伯区湯来地区、加藤推進委員、よろしくお願いいたします。

なお、農業経営改善計画の安佐南区沼田地区、野稻推進委員は欠席です。

本日、委員の欠席はありません。出席者が過半数に達しており総会は成立します。

まず、議事録署名者を指名します。7番、浅元委員、8番、岩重委員、お願いします。

それでは、審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、2件を上程します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

議案第1号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第3条の許可申請2件について説明します。議案の3ページをご覧ください。

1番は、自宅に隣接し利便性が良いため、申請地を取得するものです。

2番は、親から子へ生前贈与するものです。

この案件は、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第1号の説明を終わります。

## 議 長

議案第1号について、担当委員の意見を伺います。

1番、上垣内委員。

## 上垣内委員

6番の上垣内です。この案件について、2月20日に浅元委員、事務局職員と現地調査を行いました。譲受人は前農業委員の〇〇さんと奥さんと二人の持分になります。近所に住む譲渡人から購入し、申請地は譲受人宅に隣接し、何も問題がないと判断します。

## 議 長

2番、河野委員。

## 河野委員

15番の河野です。2月16日に山縣委員、事務局職員と現地調査を行いま

した。ここは、事務局の説明のとおり、親から子に生前贈与されるものです。現地には野菜や果物、梅、柿、柑橘類といったものが植えてありました。問題ないと思います。許可申請書には、議案に書いてある地番に加えて、〇〇番地という32㎡の土地があり、現地はコンクリートで固められていましたので、その地番については申請から削除して、議案に書いてある地番について許可相当と判断しました。

## 議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、2件を許可することに決定します。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について2件を上程します。説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請の2件について説明します。議案の4ページをご覧ください。

1番は、雑種地への転用事案で、申請地を整地及び碎石舗装を施した上で、土木工事業者に資材置場として賃貸しようとするものですが、転用の確実性を担保するため、申請者と土木工事業者との間で締結した賃貸借契約書の写しを添付させています。なお、申請地の西側に流れている河川対岸の土地は、資材置場として令和5年第1回総会の4条許可案件で審議・決定したものです。最終的には本件申請地への進入路として利用される予定です。

2番は、宅地への転用事案で、申請地を作業場、休憩室、倉庫及び作業スペースとして利用するものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第4条第6項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われず。

2番の案件は、申請地が既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の違反転用に係る事務処理要領に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。

また、2番の案件は、申請地が農振農用地でありましたが、農業振興地域の整備に関する法律に基づく第12条公告が本年2月16日付けでされており、農用地区域から除外されたことを確認しています。

1番、2番の案件は本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第2号の説明を終わります。

## 議 長

議案第2号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1番、上垣内委員。

## 上垣内委員

6番の上垣内です。この案件につきましては、2月20日に事務局職員2名と現地調査しました。申請地は農地として貸しており、15の方が耕作していました。また、そことは別の離れた場所にハス田がありました。今回、土木資材や重機の置場にするということですが、申請人は、申請地の近くに同じような重機置場があり、特に問題はありません。周囲の方などに聞いたところ、今回も問題はないだろうと意見をいただき、私も調査の結果、特に問題はないと判断しました。

## 議 長

2番、船木委員。

## 船木委員

14番、船木です。2番は農振除外の関係で、昨年9月20日に事務局職員2名と現地調査を行いました。隣接農地を耕作するため、令和4年に新築されたものです。出荷作業などを行う作業場、休憩室及び農機具倉庫で、必要なものです。既に始末書も提出されており、問題はないと思います。

## 議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、2件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について14件を上程します。それでは、事務局に説明をお願いします。

### 事務局（山崎主事）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の14件について、説明いたします。議案の5ページから7ページをご覧ください。

1番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受けて自宅までの進入路及び農機具倉庫2棟、駐車場3台分として利用しようとするものです。

2番、5番及び6番は、宅地への転用事案で、申請地を借り受け又は譲り受け、住宅用地として利用しようとするものです。6番の案件は市街化調整区域ですが、農家住宅であるため、開発許可の許可不要の協議がされています。

3番、4番、7番から14番は、雑種地への転用事案です。3番、4番は、乳製品の販売及び牛乳の配送業を行う譲受人が申請地を譲り受け、車両及び備品置場として利用するものです。7番は、申請地の隣地に資材置場を所有する譲受人が、資材の増加により申請地まで資材置場を拡張するものです。

8番は、譲受人が申請地近隣の古民家を購入し、併せて個人の趣味であるアマチュア無線用アンテナ等の資材置場として利用しようとするものです。

9番は、資材置場への転用事案で、申請地を譲り受け、譲受人が経営する法人の資機材置場として利用するものです。

10番は、譲受人が申請地に隣接する古民家を改装し、古民家カフェを開業するにあたり、店舗駐車場として利用しようとするものです。

11番は、所有する農地に隣接する申請地を譲り受け、通作するために必要となる駐車場として利用するものです。

12番は貸駐車場への転用事案で、譲受人の系列である法人の社員用の貸駐車場として利用しようとするものです。

13番、14番は、資材置場への転用事案で、造成を行い、建築資材・土砂仮置場として利用しようとするものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われまます。

また、1番から5番、11番、13番及び14番の案件は、農振農用地でありましたが、農業振興地域の整備に関する法律に基づく第12条公告が本年2月16日付けでされており、農用地区域から除外されたことを確認しています。

1番及び5番の案件は、申請地が既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の違反転用に係る事務処理要領に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書又は経緯書を添付させています。

13番、14番を除く12件の案件は、本総会で承認されますと、農業委員

会の会長名で許可することとなります。

13番、14番については、転用面積が30aを超えるため、本総会で承認されますと、3月17日金曜日に開催される広島県農業会議常設審議委員会において、異議なしとの回答を得て、県の土砂埋立許可と同時に農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第3号の説明を終わります。

## 議 長

議案第3号について、担当委員の意見を伺います。

1番、岩重委員。

## 岩重委員

8番の岩重です。1番の案件は、農振除外の関係で、令和4年9月20日に事務局職員2名と現地調査を行っております。今回の許可申請にあたり、3月1日に再度現地を確認致しました。現地は既に砕石が敷かれていました。始末書の提出もあり、周辺農地への影響もないと思いますので、転用は問題ないと思います。

## 議 長

2番から5番、己斐委員。

## 己斐委員

3番の己斐です。2番は令和4年9月20日に、事務局職員2名と農振除外申請の現地調査を行いました。この申請は譲受人の両親が高齢で病弱なことから、実家に隣接している休耕中の申請地を宅地に転用し、2階建の住宅1棟を新築しようとするものです。申請地は県道広島三次線沿いに位置しており、一部耕作されている農地もありますが、新築することによる耕作への影響はないものと思われまます。

続きまして3番、4番ですが、令和4年7月20日に事務局職員2名と農振除外申請の現地調査を行いました。この申請は、先ほど事務局から説明がありましたが、宅配用保冷剤などの保管用物置、社用車4台、冬用タイヤ等備品倉庫施設とするものです。申請地は、JR芸備線と県道広島三次線との間に位置し、平成30年7月の豪雨災害により農地が流出し、それに伴い河川改修が行われ、耕作する農地はなくなっており、影響はないものと思われまます。

5番は、令和4年9月20日に事務局職員2名とで農振除外申請の現地調査を行いました。現地調査の折には、既に住宅が建っており、先ほど事務局から説明がありましたが、始末書が添付されています。旧住居は土砂災害特別警戒区域で、高齢の両親の介護のこともあり、安心して生活をするために申請地に新居を建てたもので、問題ないと思います。

## 議 長

6番、下谷委員。

## 下谷委員

9番、下谷です。6番の案件について、2月17日事務局職員2名と現地調査をしました。周辺農地への影響はないと思います。問題ありません。

## 議 長

7番、高島委員。

## 高島委員

11番、高島です。2月17日に、事務局長、事務局職員2名と現地調査を行ったものです。譲受人の株式会社〇〇は、足場工事一式を行っています。現在申請地の西隣を建設資材等の置き場及び駐車場として利用しており、事業拡張のために新たな資材置場等が必要となり、取得するものです。近隣に影響はなく、妥当と判断します。

## 議 長

8番、9番、谷口委員。

## 谷口委員

13番、谷口です。8番の案件につきましては、昨年9月20日に事務局職員2名と現地を農振除外のため確認しております。現地は休耕状態であり、相続人及び後継者もおらず、今後の耕作予定もないので、所有権を移転し、資材置場にすることで、周辺等への影響はなく、問題ないと思います。

9番の案件は、同じく昨年9月20日に現地を確認しております。〇〇に、〇〇団地がありますが、この中の一角で道路に囲まれた三角形の角地です。現地はそのまま使用するというので、周囲への影響もないので、問題ないと思います。

## 議 長

10番から12番、船木委員。

## 船木委員

14番、船木です。10番は令和5年2月17日に事務局長、事務局職員と現地調査を行ったものです。申請土地に隣接する建物にて古民家カフェを運営するための店舗駐車場として使用するもので、問題はありません。

11番は、令和4年9月20日に農振除外案件として、事務局職員2名と現地調査を行ったものです。申請地に隣接する農地を通いで耕作するための駐車場として利用するもので、問題はありません。

12番は、令和5年2月17日に現地調査を行いました。譲渡人は、自宅が遠方で管理が出来ないので、譲受人の株式会社〇〇のグループ会社が駐車場として使用するもので、問題はありません。

## 議 長

13番、14番、山縣委員。

## 山縣委員

16番、山縣です。13番及び14番について説明します。この件については、令和4年10月17日に農振除外の申請のため、私と事務局職員2名で現地調査しました。申請地は休耕地となっており、農振農用地区域の除外は、本年2月16日に除外済みです。譲渡人の13番〇〇さんと14番〇〇さん、〇〇さんは、高齢のため耕作が困難であり、譲受人の株式会社〇〇が資材置場及び駐車場として利用するため、所有権移転するものです。周辺は山林及び原野等のため、転用による被害等もなく、排水も問題がないと認められますので、許可相当と認めます。

## 議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございますか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、13番、14番を除く12件を許可することに決定いたします。13番、14番は、広島県常設審議委員会において異議なしと回答を得たのちに農業委員会会長名で許可することといたします。

続きまして、議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について説明します。

この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を原則20年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。農業委員会としましては、①被相続人が農業を営んでいたか、②相続人が引き続き農業経営を行うと認

められるか、③申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正に管理が行われているかを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の8ページをご覧ください。今回、1件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりです。この申請につきましては、先ほど申し上げました①から③の要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受ける農地に該当します。以上で議案第5号の説明を終わります。

## 議 長

議案第4号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。

1番、溝口委員。

## 溝口委員

5番、溝口です。去る2月20日、事務局職員2名、福島会長と現地調査しました。現地はきれいに管理されており、問題はないと思われま

## 議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、適格者として証明することに異議はございますか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、適格者として証明することに決定します。

続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の審議に入りますが、議案番号の26番は〇〇委員、50番から53番は〇〇委員、56番は〇〇委員、80番、125番は〇〇委員、93番は〇〇委員、106番、107番は〇〇委員、151番は〇〇委員に関する案件です。

農業委員会等に関する法律第31条に、「農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という旨の規定がありますので、初めに26番、50番から53番、56番、80番、93番、106番、107番、125番、151番を除く141件を上程します。説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

議案第5号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の議案番号26番、50番から53番、56番、80番、93番、106番、107番、125番及び151番を除く141件について説明いたします。

農家等からの利用権設定の申出に基づき、広島市が作成した農用地利用集積計画案について、令和5年2月14日付けで、広島市長から農業委員会会長へ審議依頼がありました。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の「市町村は、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。」という規定によるものです。

それでは、議案の9ページから32ページをご覧ください。農用地利用集積計画の内容は議案のとおりです。利用権設定の新規分として90件、継続分として利用権設定の終期が本年3月31日までとなっている計画の更新が51件となっております。

なお、新規分のうち議案番号2番を始め、番号に網掛けをしている45件は、広島市農林水産振興センターから転貸を受けていた農用地を、期間満了に伴い、相対又は一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団から転貸を受け、耕作を継続するもので、実質的に地権者と利用者の状況は変わらず、耕作状況も変更がない案件のため、新規分ではありますが担当委員の意見については省略させていただきます。

新規分について説明をいたします。49番、67番、75番、87番、91番及び92番は、新規に就農するものです。1番、4番、25番、27番、29番から40番、42番から44番、54番、55番、57番から59番、66番、72番、83番、84番及び88番から90番は経営規模拡大のため、農地を借り受けるものです。

なお、72番の設定期間は在留期限である令和5年11月26日までの7か月間となっておりますが、在留期間更新許可申請の予定です。

また、90番はこれまで〇〇を借受人としていましたが、従前より〇〇が耕作しており、今期間より当人が利用権設定を受けるものとなります。

5番、6番、23番、24番、45番、46番、85番、86番は、経営規模拡大のため、地権者から農地中間管理機構が借り受け、利用者に転貸するものです。

続いて継続分について、内容は議案のとおりです。

上程した141件につきましては、経営面積・農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び広島市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想にある利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしております。なお、本件は、総会で決定されますと、広島市長が令和5年3月31日に公告を行い効力が発生することとなります。以上で議案第5号の議案番号26番、50番から53番、56番、80番、93番、106番、107番、125番及び151番を除く141件の説明を終わります。

## 議 長

議案番号26番、50番から53番、56番、80番、93番、106番、107番、125番、151番を除く141件について、事務局の説明が終わりました。このうち、継続分については、引き続き営農活動が行われておりま

す。新規分の90件の内、議案番号に網掛けをしている45件を除く45件について、担当委員のご意見をお伺いします。

1番、上垣内委員。

### **上垣内委員**

6番、上垣内です。今まで別の人に貸していましたが期間満了となり、新しい人に5年間の利用権を設定するものです。私も現地へ行ってみましたが、周りは全部水田で、ここだけ畑でした。地域の方に色々と聞きましたが、今までの借りていた人は、周りに迷惑を掛けずに、問題はなかった。新しい人も大丈夫だろうということで、私も安心して、これは問題ないと思います。

### **議 長**

4番から6番、浅元委員。

### **浅元委員**

7番、浅元です。2月1日に対象農地の現地調査を行いました。4番は、地域でハウス栽培を行っている人が、水稻の作付を拡張するために利用権設定するものです。5番、6番については、農地中間管理機構を通して、地元の農事組合法人が利用権を設定を受けるものです。いずれの農地も適正に管理されており、利用権の設定については、特に問題はありません。

### **議 長**

23番から25番、27番、29番から39番、己斐委員。

### **己斐委員**

3番の己斐です。23番から25番、27番、29番から33番、39番は2月15日に、34番から38番は2月16日に、現地確認をしております。23番、24番は、中間管理機構を通して農地を借り受けるもので、〇〇氏が露地野菜の作付拡大をするものです。

25番は、令和5年3月末で利用権設定期間が満了となることから、かねてより規模拡大を考えていた〇〇氏が観光農園としてブドウの栽培に取り組むため、新たに利用権設定を受けるものです。現在、現借人が収穫の最中のため、収穫が終わり次第原状復旧し、所有者へ返すとのことで、問題はありません。

27番は、今回タマネギ等を栽培する予定ですが、米作りも検討中です。〇〇さんは、認定農業者でスローライフ〇期生です。私たち〇〇農事研究会のメンバーです。現在パートさんを4名雇用し、日々野菜作りに頑張っています。

29番、30番は、昨年までは近所の方が水稻を作付されていましたが、高齢と体調不良のため、地主へ返されました。以前から規模拡大を希望していた借人は、奥様と子ども2人、長男は農業高校を卒業され、ビニールハウスで主に水菜の栽培に取り組んでいます。〇〇地区のほ場整備農地を彼が一手に引き受け、遊休農地解消に努め

てくれています。地元の推進委員共々感謝しています。

31番の借人は、29番、30番の借人と同じ地区内で米作りに頑張ってくれています。今回も水稻の規模拡大で、高齢である貸人の農地を借り受け、自営の板金塗装業が忙しい中、遊休農地解消に協力していただいています。

32番の貸人は31番と同じ方です。借人は地元担当の農地最適化推進委員の〇〇氏です。日々野菜の栽培に取り組み、元気市、JA直販、地元朝市へ、米はJA米として出荷され、自分でも販路を拡大して売っておられます。今回、水稻による規模拡大と、委員としての一人一筆解消運動も兼ねて、取り組まれました。

33番は、地権者から米専業農家である〇〇氏に耕作の依頼があり、物納による賃借権を設定するものです。私たち営農組合の方も、ドローンによる防除、遊休農地解消にも協力をいただき感謝しています。

34番の地権者は地区外居住されており、〇〇氏が借受け、水稻栽培を行う案件です。米作りは主に息子さんが管理されているようです。

35番から38番までの4件は〇〇氏による経営規模拡大のため、利用権設定を受けるものです。借人の〇〇さんはお仕事をされながら、遊休農地解消に非常にご協力いただいています。

39番の借人はスローライフ〇期生で、有機栽培に取り組んでいます。現在借りていた農地は所有者の都合により返すこととなり、代替地を推進委員と地域の役員の方が、所有者の〇〇氏と面談し、利用権設定ができる運びとなり、約1,600㎡の遊休農地解消につながりました。

以上、議案番号23番から39番までのうち、26番、28番を除く15件について農地は適正に管理されており、別に問題はありません。

## 議 長

40番、42番から46番、下谷委員。

## 下谷委員

9番、下谷です。40番、42番から46番までを、2月28日現地確認しました。

40番は水稻を作付されるもので、42、43番は、スローライフの借人が野菜を栽培されるものです。44番は、耕作放棄地再生事業で、耕作可能とした農地を借り受け、野菜を作付けされるものです。45、46番は、青年就農計画認定者の借人が野菜、小河原オクラを栽培されるものです。いずれも問題なく、異議ありません。

## 議 長

49番、佐藤委員。

## 佐藤委員

10番、佐藤です。49番の案件ですが、先日振興センターにおいて、推進委員、区役所担当者、振興センター担当者、地権者、スローライフの借人立ち会いのもと、

協議、現地確認を行いました。問題はありません。

## 議 長

54番、55番、57番から59番、谷口委員。

## 谷口委員

13番、谷口です。2月23日にいずれも現地を確認しております。54番、55番、57番、59番は所有者が高齢のため、耕作困難となった農地を、借り受けるものです。現地はいずれもきれいに管理されており、経営規模拡大には問題ないと思います。58番につきましては、所有者が遠方のため、耕作困難であり、利用権設定を受ける借人が、経営規模拡大のために耕作を行うもので問題はないと思います。

## 議 長

66番、67番、船木委員。

## 船木委員

14番、船木です。66番と67番は、令和5年3月4日に現地調査を行いました。66番は新規に借りるものですが、保全管理されており、借人の自宅の裏になり、問題はありません。67番は、借人が、スローライフの研修生です。半農半Xでされるもので、問題はありません。現地は保全管理されてきました。

## 議 長

72番、75番、河野委員。

## 河野委員

15番、河野です。72番ですが、借人は〇〇さんという〇〇歳の方です。今回476㎡を賃貸借するということですが、この方は、安芸区〇〇で家を購入され、同時に約1,300㎡の農地も取得し、野菜の栽培をしています。その取得した農地に、間口が約3m、奥行きが約50mのビニールハウスを建てています。私も2月26日に本人とお会いして、その辺りも見せていただいたのですが、彼が言うには、食材そのものが、例えば白菜でも、日本で作っているものと、東南アジアのものでは、同じ白菜でも違う。日本のマーケットには流通していない東南アジアの人が好む野菜を栽培したい。アジア食材店に販売、その他エリアの食材卸会社を通じて、アジア食材店及びレストランなどに販売供給していく。現に借人はアジア食材店を西区〇〇に開店して販売しているそうです。借人は再三、東南アジアの人が好む野菜をどんどん作っていきたいと言っています。安芸区〇〇では、今回の利用権設定と合わせて約20aを耕作していますが、こことは別に東広島市〇〇で約30aほど農地を借りており、

合わせて約50aで野菜作りをしているとのこと。

75番は、以前、スローライフの2の方が分担して、耕作していましたが、1人が亡くなられて、遊休農地になっていました。今回、〇〇さん、50歳の方ですが、現地を見て、ぜひ作りたい、野菜作りをやっていききたいということになりました。無農薬で野菜を作りたい、肥料も化学肥料は一切使わないと言っています。栽培品種等をお聞きしたところ、非常にバラエティに富んでいて、オクラ、ニンニク、ピーマン、ナス、カブ、インゲン豆、カボチャ、ダイコン、ニンジン、タマネギなどです。ただ心配なのは、無農薬栽培でよく問題になるのが、隣の田畑に害虫が飛んでいく、或いは雑草の種が飛んでいくということがあり、よく苦情があるのですが、このことは、こちらの方で色々目を配らなければいけないのではないかと思います。

## 議 長

83番から90番、吉田委員。

## 吉田委員

17番、吉田です。83番と84番の案件ですが、現地調査を令和5年2月9日に行っております。どちらも同一の基盤整備地区内にあり、昨年まで水稲栽培がされていたもので、それぞれ利用権設定を受け、水稲、飼料用作物を栽培するものです。

85番と86番は、昨年新規就農した青年等就農計画認定者である借人が、経営規模拡大のため中間管理機構を通して借り受けるものです。現地を確認し、借人本人と話しをしました。

87番は、貸人の方は、広大な農園をお持ちで、その片隅を賃借し、露地野菜を栽培されるものです。現地の特定が難しかったのですが、事務局に確認し、調査ができました。

88番、89番の借人は、数年前県外から移住され、農業を始められた方で、就農地の隣接地を、この度経営規模拡大のため、借り受けるものです。これも2月9日に現地確認しております。

90番は、2月12日に現地を確認しています。昨年まで水稲栽培されていた農地で、優良農地であることを確認しています。

## 議 長

91番、92番、奥田委員。

## 奥田委員

18番、奥田です。91番、92番は3月1日に現地調査をしました。

91番は、前任者のスローライフの方が離農されることに伴って、新しいスローライフの人に引き継がれる農地で、きれいに整備、管理されており、問題ないと思います。

92番は、新たにスローライフで就農される方で、適切に管理されていて問題ないと思います。

### 議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

### 議 長

意見がないようでございますが、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

### 議 長

異議がないので議案第5号の議案番号26番、50番から53番、56番、80番、93番、106番、107番、125番、151番を除く141件について、計画案のとおり決定し、その旨を市長に回答することにいたします。

続いて、議案番号26番の案件に入ります。〇〇委員は退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

### 議 長

それでは、事務局から説明をお願いします。

### 事務局（山崎主事）

議案第5号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の議案番号26番の1件について説明いたします。議案の13ページをご覧ください。

利用者が申請地を借り受け、水稻を栽培するものです。本件につきましては、先程ご説明しましたとおり、利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしております。なお、本件は総会で決定されますと、広島市長が令和5年3月31日に公告を行い、効力が発生することとなります。以上で説明を終わります。

### 議 長

議案番号26番について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。26番、岩重委員。

## 岩重委員

8番、岩重です。26番の案件は、2月9日に現地を確認しました。現地は昨年稲作が行われ、一度耕耘されており、管理がされている状態でした。利用権設定を受ける方も今後稲作をされると聞いており、問題はないと思います。

## 議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようでございますが、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、議案第5号の26番について、計画案のとおり決定し、その旨を市長に回答することにいたします。

〇〇委員の着席をお願いします。

(〇〇委員 着席)

## 議 長

〇〇委員、議案第5号の議案番号26番について計画案のとおり決定しましたことをご報告いたします。

続いて、議案番号50番から53番の案件に入ります。〇〇委員は退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

## 議 長

それでは、事務局から説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

議案第5号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の議案番号50番から53番の4件について説明いたします。議案の16ページ、17ページをご覧ください。

利用者が申請地を借り受け、水稻を栽培するものです。本件につきましては、先ほどご説明しましたとおり、利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしております。なお、本件は、総会で決定されますと、広島市長が令和5年3月31日に公

告を行い、効力が発生することとなります。以上で説明を終わります。

## 議 長

議案番号50番から53番について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。

50番から53番、沼田委員。

## 沼田委員

12番、沼田です。50番から53番は数年前から耕作放棄地になっている一団の農地です。従前から耕作される方を、区役所を含めずっと探していたのですが、なかなか耕作を引き受ける方がいないので、〇〇委員が引き受けたようです。〇〇委員は他にも3町あまりの農地で水稻をされていますので、利用権の設定を受ける者として問題ないと思います。

## 議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、議案第5号の50番から53番について、計画案のとおり決定し、その旨を市長に回答することにいたします。

〇〇委員の着席をお願いします。

(〇〇委員 着席)

## 議 長

〇〇委員、議案第5号の50番から53番について計画案のとおり決定したことをご報告いたします。

続いて、議案番号56番の案件に入ります。〇〇委員は退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

## 議 長

それでは、事務局から説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

議案第5号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の議案番号56番の1件について説明いたします。議案の17ページをご覧ください。

利用者が申請地を借り受け、野菜及び水稻を栽培するものです。本件につきましては、先ほどご説明しましたとおり、利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしております。なお、本件は、総会で決定されますと、広島市長が令和5年3月31日に公告を行い、効力が発生することとなります。以上で説明を終わります。

## 議 長

議案番号56番について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。

56番、船木委員。

## 船木委員

14番、船木です。令和5年2月17日に現地調査を行いました。56番は保安全管理されており、問題はないと思われまます。農業委員が自ら耕作されることになりまして、問題ありません。

## 議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

（委員：意見なし）

## 議 長

意見がないようでございますが、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（委員：異議なし）

## 議 長

異議がないので、議案第5号の56番について、計画案のとおり決定し、その旨を市長に回答することにいたします。

〇〇委員の着席をお願いします。

（〇〇委員 着席）

## 議 長

〇〇委員、議案第5号の56番について計画案のとおり決定しましたことをご報告いたします。

続いて、議案番号80番及び125番の案件に入ります。〇〇委員は退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

## 議 長

それでは、事務局から説明をお願いします。

### 事務局（山崎主事）

議案第5号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の議案番号80番及び125番の2件について説明いたします。

議案の21ページをご覧ください。利用者が申請地を借り受け、水稻を栽培するものです。

続いて、議案の28ページをご覧ください。利用者が申請地を借り受け、引き続き水稻を栽培するものです。

本件につきましては、先ほどご説明しましたとおり、利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしております。なお、本件は、総会で決定されますと、広島市長が令和5年3月31日に公告を行い、効力が発生することとなります。以上で説明を終わります。

## 議 長

議案番号80番及び125番について、事務局の説明が終わりました。125番は、継続分であり、引き続き営農活動が行われていますので、担当委員の意見は省略することとします。80番について、担当委員のご意見をお伺いします。

80番、河野委員。

### 河野委員

15番、河野です。80番は、以前から、水稻を作られていたようですが、引き続き〇〇委員が水稻を作っていくということで、別に問題はないと思います。

## 議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようでございますが、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、議案第5号の80番及び125番について、計画案のとおり決定し、その旨を市長に回答することにいたします。

〇〇委員の着席をお願いします。

(〇〇委員 着席)

## 議 長

〇〇委員、議案第5号の80番及び125番について計画案のとおり決定しましたことをご報告いたします。

続いて、議案番号93番の案件に入ります。〇〇委員は退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

## 議 長

それでは、事務局から説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

議案第5号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の議案番号93番の1件について説明いたします。

議案の23ページをご覧ください。“スローライフで夢づくり”新規就農者育成事業修了生が、先ほど新規就農で説明しました議案番号92番の申請地と共に本申請地を借り受け、野菜を栽培するものです。本件につきましては、先ほどご説明しましたとおり、利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしております。なお、本件は、総会で決定されますと、広島市長が令和5年3月31日に公告を行い効力が発生することとなります。以上で説明を終わります。

## 議 長

議案番号93番について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。

93番、奥田委員。

## 奥田委員

18番、奥田です。93番は、3月1日に現地調査をいたしました。現地はきれいに耕耘されており、問題ないと思います。92番との関連で、場所は少し離れますが、親しい方のご近所で今回の利用権設定が成立したということで、問題ないと思います。

## 議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようでございますが、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、議案第5号の93番について、計画案のとおり決定し、その旨を市長に回答することにいたします。

〇〇委員の着席をお願いします。

(〇〇委員 着席)

## 議 長

〇〇委員、議案第5号の93番について計画案のとおり決定しましたことをご報告いたします。

続いて、議案番号106番、107番の案件に入ります。〇〇委員は退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

## 議 長

それでは、事務局から説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

議案第5号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の議案番号106番及び107番の2件について説明いたします。議案の25ページ、26ページをご覧ください。

利用者が申請地を借り受け、引き続き水稻を栽培するものです。本件につき

ましては、先ほどご説明しましたとおり、利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしております。なお、本件は、総会で決定されますと、広島市長が令和5年3月31日に公告を行い効力が発生することとなります。以上で説明を終わります。

### **議 長**

議案番号106番、107番について、事務局の説明が終わりました。この案件は、継続分であり、引き続き営農活動が行われていますので、担当委員の意見は省略することとします。

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

### **議 長**

意見がないようでございますが、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

### **議 長**

異議がないので、議案第5号の106番、107番について、計画案のとおり決定し、その旨を市長に回答することにいたします。

〇〇委員の着席をお願いします。

(〇〇委員 着席)

### **議 長**

〇〇委員、議案第5号の議案番号106番、107番について計画案のとおり決定しましたことをご報告いたします。

続いて、議案番号151番の案件に入ります。〇〇委員は退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

### **議 長**

それでは、事務局から説明をお願いします。

### **事務局（山崎主事）**

議案第5号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の議案番号151番の1件について説明いたします。議案の32ページをご覧ください。

利用者が申請地を借り受け、引き続き野菜を栽培するものです。本件につきましては、先ほどご説明しましたとおり、利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしております。なお、本件は、総会で決定されますと、広島市長が令和5年3月31日に公告を行い効力が発生することとなります。

以上で説明を終わります。

## 議 長

議案番号151番について、事務局の説明が終わりました。この案件は、継続分であり、引き続き営農活動が行われていますので、担当委員の意見は省略することとします。

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようでございますが、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、議案第5号の151番について、計画案のとおり決定し、その旨を市長に回答することにいたします。〇〇委員の着席をお願いします。

(〇〇委員 着席)

## 議 長

〇〇委員、議案第5号の議案番号151番について計画案のとおり決定しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第6号、農地中間管理事業の農用地利用配分計画案に係る意見聴取の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

議案第6号、農地中間管理事業の農用地利用配分計画案に係る意見聴取について説明します。議案の33ページをご覧ください。

農用地利用配分計画案は、中間管理機構が中間管理権を取得した農用地を借受希望者に転貸するためのものであり、農業委員会は令和5年2月14日付けで広島市長から、この案に対する意見を求められております。令和元年11月の中間管理事業法改正により、集積計画と配分計画を同時に行うことが可能になり、以降の総会での審議は同法を適用したもので行っていましたが、本件

は、前耕作者の離農に伴い、中間管理機構が地権者から令和12年3月31日まで借り受けている農用地を、両者の賃貸借契約は解除せず、申請者が経営規模拡大のため、新規に転借をするため、中間管理機構と申請者との賃貸借契約のみの設定となっています。

本案件が承認されますと、広島市長が令和5年3月16日までに配分計画案を中間管理機構に提出する予定としています。なお、中間管理機構では、農用地利用配分計画について、県知事に認可申請をすることとなり、県知事は、農用地利用配分計画を認可した場合には、その旨を公告することとなっています。以上で議案第6号の説明を終わります。

## 議 長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。

1番、谷口委員。

## 谷口委員

13番、谷口です。2月18日に利用権の設定を受ける借人と面談をしております。借人は認定農業者であり、活力生です。本件は、借人のほ場に隣接する農地で営農されていた方が、令和2年度末で離農されたため、後を引き継ぐ形で、中間管理機構より賃借権を設定するものです。離農される半年前、その後約2年間手付かずの状態が続きまして、雑草等が生えておりましたが、2月18日に現地を確認した時には、きれいに管理されておりました。面積が約8,300㎡ということですが、約半分近くが法面です。法面の雑草対策及び作付計画について、借人がしっかり計画されていますので、問題ないと思います。

## 議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようでございますが、議案第6号は異議なしとし、その旨を市長に回答することとしてよいでしょうか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、そのように決定いたします。

続きまして、議案第7号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について9件を上程します。事務局に説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

議案第7号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について説明します。

令和5年2月14日及び16日付けで、広島市長より農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。この計画認定にあたっては、農林水産省経営局長通知による「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」に基づき、「市町村は、農業者等専門的な知識を有する者から意見を聴取することができる。」とされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。

認定を受けるための要件は、3点あります。第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した基本構想の経営指標に照らして適切であること。第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。第3点が、農用地の効率的、総合的な利用を図る内容となっていることとなっています。

それでは、議案の34ページから36ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要は、議案に記載しているとおりでです。申請の詳細については別冊資料をご覧ください。

1番の申請者は、現在、露地でスイートコーン、キャベツ、タアサイ、ハクサイ等の葉物野菜を主体に栽培し、直接販売や契約出荷を行っています。

今後は、経営面積を維持し、ほ場回転率を向上させることにより、生産量を増加させ、また、家族の体調を勘案しながら効率的に作業を進めることで週休2日制を維持し、経理ソフトを利用した経営分析を行い、年間労働時間2,000時間、年間総所得507万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

2番の申請者は、現在、ハウスでミズナ、シュンギク、ホウレンソウを栽培し、主に市場への出荷を行っています。ホウレンソウやミズナの単価の低下対策として、栽培期間が短いコマツナの生産を再開し、パート雇用を機械導入や更新に代えることにより、作業の効率化や経費削減を図ります。また、販売価格の定価割れ時期に野菜を廃棄して単収が低下しているため、販路開拓に努め、野菜の廃棄量を減らすことで、単収増加に繋げ、年間労働時間2,000時間、年間総所得507万円を目指す計画を立て、申請するものです。

3番の申請者は、現在、ハウスでホウレンソウ、コマツナを栽培し、市場への出荷を行っています。今後は、定期的な土壌診断を行い土作りに取り組むことで反収増加を図り、また、引き続きパソコンを利用した複式簿記及び青色申告を行うことで経営の合理化を行い、作付計画の見直しや作業場の改善などにより作業効率を上げることで労働時間を現状維持し、年間労働時間2,000時間、年間総所得514万円を目指す計画を立て、申請するものです。

4番の申請者は、現在、ハウスでミズナ、コマツナを栽培し、グループで契約出荷を行っています。今後は、堆肥施用回数の増加や微生物資材による土壌改良を行うことで、生産の安定化を目指し、また、ミズナを中心とした作付とし、経営の安定化・所得の増加を図ります。専従者、雇用者の生産作業能力の向上に努め、各設備の老朽化による作業効率の低下を防ぐため、調査・点検により年間労働時間を削減することで、年間労働時間2,000時間、年間総所

得557万円を目指す計画を立て、申請するものです。

5番の申請者は、現在、ハウスでコマツナ、ミズナ、ホウレンソウを栽培し、グループ出荷を行っています。今後は、高温に強い品種や収量性の高い品種の検討を進めることで、反収を増加させ、雇用労働力について熟練化により作業効率を上げることで、所得の向上を目指します。また、引き続き、クラウド会計により経営状態を管理し、経営の合理化を図り、作業効率化により休日制を維持することで、年間労働時間2,000時間、年間総所得522万円を目指す計画を立て、申請するものです。

6番の申請者は、現在、ハウスでホウレンソウ、ミズナ、シュンギク、露地でホウレンソウを栽培し、市場出荷や契約出荷を行っています。今後は、露地の利用率を上げるため、ホウレンソウの回転数を増やし、広島菜の生産を再開し、新たにスイートコーンの生産を始める。葉物野菜の単価低下対策のため、ピーマンへの品目転換を一部行います。求人サイトを活用した雇用者の確保や、従業員が作業しやすい環境を整えることで、労働時間を削減し、年間労働時間2,000時間、年間総所得653万円を目指す計画を立て、申請するものです。

7番の申請者は、現在、ハウスでキュウリ、ホウレンソウ、モロッコ豆、露地でナス、サトイモ、ピーマン等の多品目野菜を栽培し、市場スーパー、給食等への出荷を行っています。今後は経営の規模拡大に伴い、機械更新や新規導入、施設の拡大、GAPの導入により作業効率化と生産性の向上に取り組む。引き続きPCを活用した会計処理、青色申告に取り組み、SNSによる情報発信、ペーパーレス化を行うことで経営管理の合理化を図り、家族経営協定の締結や、雇用者の導入、人材育成を行うことで、雇用の安定化を図り、1人当たりの年間労働時間1,820時間、年間総所得527万円を目指す計画を立て、この度新規で認定を行うものです。

8番の申請者は、現在、ハウスでトマトの栽培を行っています。今後は、更なる経営発展のため、シイタケ及びイチゴの営農を開始し、環境制御等の栽培技術の向上により、収量を段階的に増加させる予定です。また、イチゴについて、観光農園に取り組み、付加価値の向上を図り、「農の雇用事業」等を活用した人材確保や、補助事業や融資を活用したイチゴ生産施設・設備の導入を行い、年間労働時間2,000時間、年間総所得984万円を目指す計画を立て、計画変更を行うものです。

9番の申請者は、現在、ハウスでキクラゲを栽培し、出荷しています。今後は、ハウスに木質バイオマス暖房及び機械制御を導入し、省エネ化すると同時に換気、水やり等の作業の自動化を実施する予定です。また、農福連携により個人の作業時間を減らすことで、週休2日制の実施を目指し、有機JASを取得した菌床を安定確保し、同一品質のキクラゲを栽培することで安定収入を図り、年間労働時間1,600時間、年間総所得614万円を目指す計画を立て、この度新規で認定を行うものです。以上で議案第7号の説明を終わります。

## 議 長

議案第7号の9件について、事務局の説明が終わりましたので、担当の推進委員のご意見をお伺いします。1番から6番担当の野稻推進委員は欠席です。浅元委員から意見をお願いします。

## 浅元委員

7番、浅元です。野稻推進委員が欠席のため、野稻推進委員がまとめた資料で説明させていただきます。

1番の申請者ですが、令和5年2月21日に現地調査を行いました。営農開始から50年を迎える、現在75歳の方です。先ほど説明がありましたように、露地40a、ハウス3aで作付けをしています。主な品目は、スイートコーンが中心で、他にシュンギク、タアサイ等をスーパーへ契約出荷をしています。また、直売所や日曜日に開催されるひろしま朝市にも出荷をしています。年齢のこともあり、体力的に年々難しくなっており、スイートコーンを作付けしていた50aの農地を人に貸し付けし、あと数年が継続の目標ですが、後継者の問題が心配であるということです。自分で見つけて契約を取り付けた販売先、青空市場等での自分で値決め出来る、生産者の顔を見てもらえる販売先を大切に、現状を維持しながら経営をしていきたいということでした。

2番の申請者は、ひろしま活力農業の4期生で、就農21年目を迎えました。現状はハウス13棟34aと露地栽培を少々されています。従業員については、常時雇用はなく、パート5名で回しています。現状では、環境的にも規模拡大は難しく、当面は現状維持で営農していきたい。葉物野菜の施設栽培で使用する肥料は、量は多くないが、使用量を減らすわけにはいかないのも、高騰対策等色々調整をして対応しているとのこと。申請者は西区のほうから通っていますが、今年は雪が多く、道路も凍結するなど厳しい冬であったと言われていました。地域を守ることを意識して知恵を出し、工夫しながら、如何にして農業を続けていくか、前向きに考えて継続していきたいという意向です。

3番の申請者は、現在37歳のひろしま活力農業〇〇期生で、就農17年目を迎えました。現在ハウス13棟32aでコマツナ、ハウレンソウをメインに7.5回転栽培して、市場や学校給食等に出荷をしています。特に季節ごとの風向きや月の引力等天体にも配慮しながらかん水量等を変えています。また、土作りで生産の8割が決まるとの考えで、特にこだわりを持って土作りに精を出しています。現在の規模が1人で管理出来る範囲で、拡大するよりは、今の農地を有効活用したほうが儲かるという管理をしています。今後も葉物野菜の栽培を中心に、自分の中にある基本的なやるべきことをやり、営農を継続していきたいということです。非常に意欲的で、同じ地域内に他の活力生の方がいますが、自分流の農業を確立しているので、他の方のは場へ行って、それが同じように出来るかと言えば、それは疑問だと言われていました。非常にこだわ

りを持った、自分の農業を進めておられる方です。

4番の申請者は47歳のひろしま活力農業の〇〇期生で、就農11年目です。現在ハウス12棟38aで、コマツナ、ミズナを中心に、露地でナス等を作付けしています。活力生出身者で集まった約20名の生産者グループに加入しており、横のつながりを保ちながら、農薬、出荷資材等はグループで購入して経費の節減につなげています。また、安芸高田市でチンゲンサイ等を約1ha栽培する農業生産法人を経営し、大崎下島では柑橘を栽培しており、生産拠点が3箇所あるので、作業ごとにそれぞれ巡回しながら対応しているということです。これ以上の拡大は特に考えていないとのことでした。

5番の申請者は、連絡がどうしてもつかなかったのですが、私が2月22日に申請者のところに行ってみますと、非常に多忙で、パートの方等も含めて、元気に作業をしておられました。

最後に6番の申請者は62歳でひろしま活力農業の〇〇期生で、就農21年目です。露地で広島菜、ホウレンソウ等1ha、ハウス17棟38aで、葉物を中心に作付けしています。出荷先は、市場、JA直販、直売所、スーパー等への出荷をしています。現在、規模拡大することによって、更に30aくらい増やし、露地野菜を栽培する計画をされています。特に資材の高騰についてはマルチシートを使用しているので、打撃を受けているとのことでした。高騰対策としては、露地栽培で元肥を全て鶏ふん、堆肥に変えて対応しており、苦勞している、とのことでした。生産物には自信を持っているので、新規販売先の開拓にも取り組んでいきたいと意欲的でした。

全体的には、皆さん地域で元気に頑張っていると思いますので、この農業経営改善計画の目標を達成されるものと思いますので、よろしくお願いします。

## 議 長

7番、沖田推進委員。

## 沖田推進委員

安佐北区安佐町を担当しております沖田です。よろしくお願いします。

7番についてですが、3月1日に谷口農業委員と共に、〇〇ファームを訪問し、色々とお話を聞かせていただきました。申請者は、1年間JAの営農塾で農業を学び、その後4年間ご両親からノウハウや協力を得ながら、農業経営に取り組んできました。現在は、キュウリ、ナス、ホウレンソウ等の葉物野菜を中心に栽培されています。販路としては、道の駅の産直市や元気市等を中心に行っておられます。今年は初めて経営収支が黒字になったと大変喜んでいました。

今後につきましては、1つ目が、経営の効率化や収支の向上を図るため、約240㎡のハウスを建築し、また、トラクターの購入や新たには場を確保する予定です。また、インターネット等でのデータ管理による、ほ場別、商品別の収益率の動向等を分析しながら、収益の確保や経費の節減等をしていきたいとのことでした。今年から新しくネギの販売にも取り組んでいるそうです。2つ目は、それによって量販店への進出

やインターネットによる販路の拡大を目指されています。3つ目として、数年後常勤を1名、パートを2、3名雇用する計画を持っておられ、規模拡大と併せて、人員確保、それによって安定した供給が図れるような考えを持たれています。昨今の高齢化、次世代の農業離れが進んでいく中で、申請者は33歳と若く、農業に熱心に取り組んでいます。地元としても、申請者の今後の活躍に非常に期待するところがあり、新規認定について問題はありませんので、よろしくをお願いします。

## 議 長

沖田推進委員からご意見をいただきました。谷口委員、この他何かご意見はありませんか。

## 谷口委員

沖田推進委員の方から説明がありましたように、本人と家族で非常に頑張っています。説明がありましており、ゆくゆくは雇用を進めていき、栽培の効率化を図りたいとのことでした。また、10年、15年先を見据えて6次産業化もある程度目指したい。これについては、個人で行うのではなく、地域の皆さんと、また、近くに就農している活力生とも協力しながら6次産業化を目指していきたいとの希望も持っています。この農業経営改善計画について異議はありません。頑張っていたきたいと思えます。

## 議 長

8番、水本推進委員。

## 水本推進委員

安佐北区安佐町を担当している農地利用最適化推進委員の水本です。本日はよろしくをお願いします。

8番については、2月21日に船木農業委員と共に、株式会社〇〇を訪問し、代表の〇〇さんに話を伺いました。代表の〇〇さんは、就農されて11年目となり、平成30年5月に株式会社〇〇として法人化され、安佐町〇〇のほ場で、ハウス栽培を中心に農業経営を行っており、多品目を栽培しています。また、〇〇の委員長としても活躍されています。経営形態としては、社員5名、パート40名が従事されています。トマト栽培については、ハウス25aから45aに増築され、順調に推移しています。現在、最盛期であり、主な出荷先は、スーパーやJA、その他直売等広範囲にわたっています。近況や今後の意気込みについてですが、購入した隣接地の約1haのほ場にハウス1棟を建て、シイタケの菌床栽培を開始されました。併せて10棟のハウス39aも完成し、イチゴを栽培し、販売を開始しており、意気込みを感じています。近いうちに観光農園として3月中にオープン予定です。予約は現在ホームページで受けています。また、ほ場整備地、休耕農地2,500㎡を賃貸借契約により、ブドウ栽培を計画されており、安佐北区役所農林課とも協議を進め、地

権者内諾も得ています。地元としましても、株式会社〇〇をより一層支援していきたいと思っています。この農業経営改善計画の変更について問題はありませぬ。私からの意見は以上です。

## 議 長

水本推進委員からご意見をいただきました。船木委員、この他何かご意見はありませぬか。

## 船木委員

〇〇さんは、関西で調理人を目指していましたが、難しいと感じられて、運送会社に転職されたそうです。その時に悶々とした思いがあって、地元に戻って農業を始められました。現在トマトの水耕栽培から菌床シイタケ、イチゴの観光農園までされております。話を聞いていましたら、内に秘める熱いエネルギーというか、そういうものをものすごく感じました。イチゴ観光農園は2月にオープンを予定していましたが、ちょっと生育が遅れて3月4日オープンとなりました。プレオープンで100人ぐらい来園したとのこと。新しいハウスでイチゴの香りの中で話を聞いたせいなのか、すごくオーラを感じました。彼には本当に地域のリーダーとして地域を盛り上げていただきたいと思ひます。私も農業委員として水本推進委員と共に全力で彼を応援していきたいと思ひています。よろしくお願ひします。

## 議 長

9番、加藤推進委員。

## 加藤推進委員

私は、佐伯区湯来町を担当しています農地利用最適化推進委員の加藤です。今日はよろしくお願ひします。

9番については、令和5年3月1日に吉田農業委員と共に、〇〇農園内の申請者の事務所を訪問し、話しを伺ひました。申請者の現在の状況は、令和4年春よりキクラゲ栽培を準備して、8月頃から収穫、出荷しているとのこと。申請者は、昨年までは安芸太田町でキクラゲを栽培されておりました。町からの補助金を受け、3年以上栽培継続の約束で続けていたそうです。今後、規模拡大を目指すため就農地として〇〇農園のハウスを選ばれ、当地で作付け契約して事業をすることになったものです。販路については、広島県はもとより、他県の販路も確立されているようです。しかし、輸送費がかなり高騰していることと、輸送時間がかかること、また輸送時間の問題で、生キクラゲは少し問題が発生するため、現在は乾燥キクラゲを生産することで、合理性を生んでおられます。今後の取り組みとして、既存のビニールハウス以外に規模拡大と設備機器を追加して、大幅な省エネ化を目指されています。また、換気や水やり等を全自動化する機械も導入するとのこと。地元としても申請者を応

援し、協力をしたいと思っています。農業経営改善計画について問題はありません。

### 議 長

加藤推進委員からご意見をいただきました。吉田委員、この他何かご意見はありませんか。

### 吉田委員

特別ございません。

### 議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

### 児玉委員

事務局に確認ですが、7番の申請者は、年間労働時間が4,370時間となっていますが、1日10時間以上1日も休まずにやられているのですか。

### 事務局（森下技師）

7番の申請者の年間労働時間は4,370時間ですが、主たる従事者1人当たりの年間労働時間は1,820時間なので、2,000時間以内で頑張られているということです。ご家族3人で経営されていて、その3人の合計が4,370時間です。

### 議 長

その他ありませんか。

(委員：意見なし)

### 議 長

意見がないようですが、「意見なし」と、市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

### 議 長

異議がないので、9件を意見なしと市長に回答することに決定します。  
続きまして、議案第8号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと、非農地の判断について、418件を上程します。  
事務局から説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

議案第8号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと、非農地の判断についてです。農地の利用状況調査の結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと認められる土地について、非農地の判断をすることとされており、その判断基準は、農業的利用を図るための基盤整備事業等が計画されていない土地のうち、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続利用できないと見込まれる場合のいずれかに該当するものと定められています。

議案の37ページをご覧ください。今回、1番から9番で上程している合計418筆の土地は、担当の農地利用最適化推進委員及び農業委員の調査で、現況が雑木、竹等の山林もしくは、笹、カヤ等の原野であり、農地に該当しないと判断される土地です。以上で議案第8号の説明を終わります。

## 議 長

議案第8号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見を伺います。

1番、溝口委員。

## 溝口委員

5番、溝口です。去る11月1日に武内推進委員と一緒に八木町の3筆、これが原野であることを確認しました。

## 議 長

2番から6番、高島委員。

## 高島委員

11番、高島です。12月20日から22日にかけて、下土井推進委員と現地調査をしました。合計302筆です。現地におきましては、雑木、またはカヤ、ススキ等が密集して生えており、保全管理の形跡もなく、山林、原野であることを確認しました。

## 議 長

7番、谷口委員。

## 谷口委員

13番、谷口です。昨年の12月13日、14日、20日、21日と4日に分けて大本推進委員と現地調査を行いました。現地は、草刈等の管理もままならない状況に陥っており、69筆のうち62筆が山林、7筆が原野と認めることをご報告いたします。

## 議 長

8番、9番、下谷委員。

## 下谷委員

9番、下谷です。8番、9番の案件について、令和4年12月13日に丸岡推進委員と現地調査をしました。その結果、44筆5,479.28㎡が山林であったことを報告いたします。

## 議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、非農地、つまり農地に該当しないと判断することについて、異議はございませんか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、418件について非農地の判断をすることについて決定いたします。

以上で農地に係る審議事項を終了します。

続いて農地に係る報告事項に入ります。報告第1号から第5号の専決処理について、64件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

報告第1号から第5号までの専決処理について、説明します。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出、58ページから59ページの14件、及び報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出、60ページから65ページの35件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号、非農地証明申請、66ページの5件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出、67ページの6件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認、68ページの4件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

以上で報告第1号から第5号までの説明を終わります。

## 議 長

事務局から説明のあった報告第1号から第5号について、何か質問がございますか。

(委員：質問なし)

## 議 長

質問がないので、報告事項を終了します。

続きまして、議事日程5の農政に係る審議事項に入ります。

下限面積要件の廃止に伴う告示の廃止について、事務局に説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

下限面積要件の廃止に伴う告示の廃止について説明します。

配付資料の1ページをご覧ください。概要としましては、農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積要件については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条の規定により削除されることとなり、改正法の施行日以降適用されません。本市農業委員会が農地法施行規則第17条に基づき告示した下限面積の別段の面積は、その効力が失われることから、当該告示を廃止するものです。改正法の目的としましては、農業者の減少・高齢化が加速化する中において、認定農業者等の担い手だけでなく、経営規模の大小にかかわらず意欲を持って農業に新規に参入する者を地域内外から取り込むことが重要であり、これらの者の農地等の利用を促進するためとなっております。施行期日は令和5年4月1日で、4月総会から適用して審議することとなります。なお、改正後においても、全部効率利用、農作業常時従事、地域調和、などの下限面積以外の要件は引き続き適用されることとなります。以上で説明を終わります。

## 議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

## 沼田委員

4月1日からは、我々農業委員は、下限面積を確認しなくても良いということですね。農地を買ったり、借りたりする時に。

**議 長**

はい。それでいいですね。

**事務局（平木主幹）**

はい。そのとおりです。

**議 長**

その他ございますか。

（委員：意見なし）

**議 長**

意見がないようですので、原案のとおり決定してよいでしょうか。

（委員：異議なし）

**議 長**

異議がないので、下限面積要件の告示廃止を令和5年4月1日から適用することにいたします。

続きまして、令和5年度農業委員会活動計画案について、事務局から説明をお願いします。

**事務局（森下技師）**

資料2、3ページをお開きください。農業委員会活動計画案についてです。

こちらの活動計画については、毎年見直しを行っているものですが、これまでとしては、令和3年度に文言の修正等を行っており、令和4年度は見直し等を行わず、同様としておりました。来年度、令和5年度の活動計画については、法律の改正により、人・農地プランが削除され、地域計画が盛り込まれたことから、改正に伴う文言の変更を行っております。

また、タブレット導入に伴う、文言の変更を行っております。昨年度からの変更点については、下線とマーカーで印をしております。参考に次の4ページには、令和4年度の農業委員会活動計画を添付します。以上で説明を終わります。

**議 長**

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

（委員：意見なし）

**議 長**

意見がないようですので、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、原案のとおり決定いたします。この活動計画については、3月の地区協議会で推進委員にも説明します。

続きまして、議事日程6の、その他事項に入ります。

はじめに、市長と農業者との懇談会の開催結果についてです。これは、推進委員さんと地区の会長、副会長が交互に出席しております。

報告を鍛冶山職務代理者をお願いしたいと思います。それでは鍛冶山職務代理者お願いいたします。

## 鍛冶山職務代理者

先日、2月7日に市長と農業者との懇談会をJA広島市の本店で行いました。農業委員、推進委員共に30名が出席されております。

今回は、農業で輝くひと、持続可能な農業ということで、3名の方に発表していただきました。安佐南区川内の石光さん。石光さんは、冬は広島菜、葉物、夏はキュウリを中心に家族でやっておられます。また、生産緑地制度や農業継承事業を活用しながら、農業をやっておられます。今問題として、市場価格の低下、資材、肥料高騰による打撃を受ける中、行政へ向けて農業収入の安定へ向けた農業への支援、給食へ安定して出荷できる販路の改革、消費者との関わりを作りたいと言っておられました。

また、安佐北区白木町の今津さんは、コマツナ、パプリカ等を栽培されておられます。安定生産のために牡蠣殻、もみ殻、燻炭、廃材から作るバーク堆肥、酵母菌、放線菌などを活かした資材で土壌改良に成功し、化学肥料を9割削減した栽培を行っておられます。働く職場環境を改善し、高齢のパートも快適に継続して働いてもらえるように色々と工夫され、そのおかげで就労支援B型事業所を受け入れられ、事業所に対して、社会復帰の手助けとして働きがいを提供することにつながっていると話しされておりました。

また、佐伯区湯来町の久保さん。皆さんも砂谷牛乳でよく知っておられると思いますが、牧場を経営され、砂谷牛乳が始まったきっかけ等をお話しされ、今からは生産消費が循環する砂谷中心の自給圏テロワール、持続可能な理想として取り組んでいきたいと意気込んでおられました。

それによって、市長よりコメントをいただき、3人が話されたように、何かを生産するにしても、特定の領域を定め、その地域の中で循環出来るように生産から消費を自分のテリトリーの中である程度完成させ、余力を持って外とお付き合いできるようなシステムを構築することを頑張ってSDGsにもつながるとコメントされておりました。また、農業者がコストに見合う適正価格を確保し、しっかり食べていける取り組みが必要で、具体的には学校給食や、販売網の確立等をしたら良いのではないかというコメントもしておられました。以

上、報告いたします。

## 議 長

続いて認定農業者の件もお願いします。

### 鍛治山職務代理者

認定農業者の総会があり、その後研修会がありました。2月22日午後2時45分から開催されました。認定農業者が22名参加されました。農業委員、農地利用最適化推進委員から合計34名が出席されました。出席された農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様お疲れ様でした。その中で、意見交換を始める前に「未来を創る農と食のビジネスをデザインする」というテーマで、県立広島大学の吉川先生という方がお話されました。今までにない、色んな形で皆さんに発表ということで、有意義な研修だったと思います。簡単に言いますと、野菜が好きではない子どもや、地域のお子さんとの体験交流事業をしたいということを知り、給食を活用した地域農産物の提供、地域の方との密接な都市農村交流、アレルギーのある方に向けた方への農産物加工品の提供、生産者・消費者ともにメリットのある栽培技術の普及等、様々な皆さんからのアイデアが発表されました。今回は、例年の意見交換会と違って、最後にアンケートもとってありますが、これが61ページから65ページまで結果が記載されておりますのでご覧ください。以上報告いたします。

## 議 長

ご報告ありがとうございました。それでは、市長と農業者との懇談会の開催結果、広島市認定農業者と農業委員・農地利用最適化推進委員との意見交換会の開催結果について、ご意見ご質問等はございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですので、市長と農業者との懇談会の開催結果、広島市認定農業者と農業委員・農地利用最適化推進委員との意見交換会の開催結果について終了します。

続きまして、事務局から報告をお願いします。

### 事務局（小路次長）

それでは、資料5、66ページからご覧ください。3月2日に開催されました令和5年度予算特別委員会、農業関係質疑の要旨についてご報告いたします。

安芸区の川口委員から、有害鳥獣対策について質疑があり、森づくり担当課長が答弁しております。

まず、「安芸区におけるサルの被害対策として、どのようなことを行っているのか。」との質問に対し、「大型捕獲柵による群れ単位での捕獲、打ち上げ花火による山への追

い上げを実施している。大型捕獲柵は、現在2基設置しているが、来年度新たに1基を設置することになっている。」との答弁がありました。

次に、「駆除班に対する委託単価引き上げは、どのような内容か。」については、「県及び近隣市町を参考として、委託単価の引き上げを行った。」と答弁があり、金額は記載のとおりです。銃による駆除の委託単価を1人1日当たり8,072円から2万1,400円に、わなによる駆除の委託単価を1人1日当たり8,072円から1万8,900円に、わなの撤去等の委託単価を1人1日当たり8,072円から1万3,400円に引き上げた。

次に、「市街地への大型獣の出没が増えているが、どう考えているか。」との質問については、「有害鳥獣を人里から遠ざける対策と、市街地周辺の個体数を減少させる対策が重要であり、有害鳥獣を人里から遠ざける対策としては、耕作放棄地の農地としての活用や、里山林の間伐など地域団体が行う取組に対しての補助、有害鳥獣を誘引しない対策をとりまとめたリーフレットを町内会等に配布している。市街地周辺の個体数を減少させる対策としては、有害鳥獣駆除班による追いあげや駆除を引き続き行うとともに、各地区の駆除班の協力による合同駆除の実施に向けた調整を行っている。」との答弁がありました。

次に、「安芸区における有害鳥獣対策として、海田町や熊野町などの周辺市町との連携の考えはあるか。」について、「今年1月に、広島広域都市圏産業振興研究会木質バイオマス部会の機会を活用して、圏域内の13市町と意見交換会を行った。安芸区の周辺市町とは、必要に応じて有害鳥獣の出没状況や捕獲方法について情報交換を行っている。」との答弁がありました。

「近年、狩猟や有害鳥獣駆除にドローンを使用している事例があると聞いているが、市は活用する予定はあるか。」については、「赤外線カメラを取り付けたドローンを使って、イノシシやシカなどを探索する実証実験が茨城県大子町などで進められていると聞いており、この取組について、情報収集に努め、活用の可能性について研究していきたい。」と答弁がありました。

次に、安佐北区の若林委員から「「ひろしま活力農業」経営者育成事業の推進」について質疑があり、農政課長が答弁しました。

「定住することが条件にされていた時期があったかと思うが、廃止された理由はどのようなことか。」につきまして、「新規就農者に中山間地域活性化の担い手になってもらうことを目的として、平成30年度から就農地域への居住を募集の要件に加え、住宅を確保するため地域住民が行う空き家の掘り起こしを支援する取組を行っていたが、定住支援を就農地域のみから中山間地域全体に拡大することに合わせ、令和3年度の募集に際して、新規就農地域以外への定住も可能となるよう見直した。」との答弁がありました。

次に「年間販売額はどの程度か。」については、記載しているとおりです。令和3年の就農者42名の年間販売額の合計は約6億2,000万円、就農者1名当たりの平均は、約1,500万円となっている。

次に「農地の確保もそろそろ難しくなっているのではないかと思うが、どのように対応しているのか。」について、「ほ場整備農地で一団のまとまった農地について

は、本事業の修了者などによる農地集積が進んでいることから、候補地が少なくなってきた。小規模の複数の農地を整地し、営農条件の良い農地に整備する事業を実施し、農地の確保に努めている。」との答弁がありました。

「販路は十分確保されているのか。」につきまして、「広島市中央卸売市場への出荷が基本となっているが、小売業者や飲食店等への契約出荷を考えている就農者に対して、小売店の経営者等の産地見学会を開催し、消費者ニーズの情報と生産者の栽培品目の情報を交換する場の提供などにより支援している。」と答弁がありました。

次に、同じく若林委員から「有害鳥獣対策の推進」について質疑があり、森づくり担当課長が答弁しております。

「近年の新たな有害鳥獣対策の取組には、どのようなものがあるか。また、これまでの実績はどうか。」について、「平成27年度から、これまでに4区において22基の大型捕獲柵を設置した。平成30年度からは、防護柵の設置・補修の資材費、わなの補修費、追い上げに使用する打ち上げ花火の購入費等に対して補助を行っている。令和2年度からは、銃又はわなの狩猟免許を取得する者に対し、取得費用の一部について補助を行っている。令和4年度には、「有害鳥獣駆除捕獲物処理モデル事業」を安佐北区において実施した。」と答弁しております。

「モデル事業は地元からも非常に好評で来年度以降もぜひ続けてもらいたいと聞いている。今後の予定はどうか。」につきまして、「来年度も引き続きモデル事業を実施し、成果や課題を踏まえて、今後の本格実施を検討したい。」という答弁がありました。

次に、安佐北区の木島委員から「下水汚泥資源の肥料利用について」質疑があり、「肥料の高騰が農家の経営を圧迫していると考え、下水汚泥資源の肥料としての利用についてどう考えているか。」との質問に対し、「汚泥への負のイメージの払拭や、肥料成分の保証などの課題があることから、国は現在、コンポスト製造や栽培試験などのモデル実証業務を委託する民間団体等を公募しているところであり、市としても、国の動向を踏まえつつ、利用促進に向けて、関係部署と連携して対応したいと。」と農政課長が答弁しました。

次に「農業の振興について」安佐南区の碓氷委員から質疑があり、農政課長が答弁しております。

「市として「広島近郊7大葉物野菜」のPRを行い、消費拡大に力を入れるとのことだが、どのような取組か。」との質問があり、「現在行っているPRは、食品メーカーと連携し、“ひろしまそだち” 製品を使用した新たなレシピの開発、小売店等でのレシピの配付や、SNS等を活用したレシピ動画の配信、イベントでの製品の試食や販売を行っている。さらに、G7広島サミットを契機として、グランドプリンスホテル広島での「こまつな」を使ったサラダビュッフェの提供などに取り組んでいる。」との答弁がありました。

次に「地産地消の取組をさらに進めるためには、消費者が生産者の現状を理解し、生産者が消費者や流通業者等のニーズを把握するなど、“ひろしまそだち” 製品を通じた生産者と消費者等の相互理解を促進することが重要だと思うが、今後どのような取組を行うのか。」との質問があり、これに対して「「地産地消ツアー」や「産地見学会」を開催し、農作物の魅力や農業を取り巻く環境を発信するとともに、消費者がそれら

を体験する場を設けている。これらの取組を引き続き実施していくとともに、本市が作成しているレシピ動画へ生産者に出演してもらおう等、生産者自らが消費者へ産品を紹介する機会の提供を積極的に行っていきたいと考えている。」との答弁がありました。

次に安芸区の西佐古委員から「有害鳥獣駆除について」質疑があり、森づくり担当課長が答弁しました。「駆除班について、市はどのような課題認識をもっているか。」については、「高齢の班員が占める割合が高いことと、班員数が減少傾向であり、担い手不足となりつつあることが課題であると認識している。」と答弁しました。

次に「高齢化や担い手不足が深刻化している駆除班について、新たな担い手の確保や育成は考えていないか。」につきましては、「地元猟友会に新たな班員の確保を依頼するとともに、銃又はわなの狩猟免許を取得する者に対し、取得費用の一部について補助を行っている。また、駆除班長を講師として、経験の浅い班員を対象とした研修会を実施している。」と答弁しております。

最後に、「有害鳥獣の駆除期間を年中駆除とすることについて、市はどう考えているか。また、年中駆除を実施した場合、市の予算にどれくらいの影響額が生じるのか。」につきまして、「狩猟期間である11月から2月の期間については、広島県の「第13次鳥獣保護管理事業計画」に基づき、原則実施しないこととしている。市の予算への影響については、令和5年度当初予算計上額の1.5倍の約1億3千万円になると想定される。」と答弁しております。報告は以上です。

## 議 長

ご報告ありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問等はございますか。

## 佐藤委員

最後のところの、広島県の第13次鳥獣保護管理事業計画の中身は分かるのでしょうか。分かったら教えて欲しいのですが。

## 事務局（小路次長）

今手元に資料が無いので、探して地区協議会の時にお渡しさせていただきます。

## 議 長

次の説明をお願いします。

## 事務局（森下技師）

引き続きまして、報告です。資料の資料6、70ページをお開きください。

令和6年度広島市農政に関する意見書についてです。1番の意見書作成の方針については、農地等の利用の最適化推進、①遊休農地の解消、②担い手への農地利用集積、③新規参入の促進施策の改善等についての具体的な意見といたします。2の意見書作成の進め方については、農業委員・農地利用最適化推進委員から意見を求めるこ

ととし、来週からの地区協議会において、意見の提出依頼をする予定です。3のスケジュールについては、意見書提出依頼をし、5月の地区協議会でもその確認をし、6月総会で項目整理、7月総会でたたき台、8月総会で意見書の素案、9月総会で意見書の最終決定を行う予定としております。また、今年も必要に応じて意見書検討班のような形で、総会終了後に話し合いの時間を設けることを検討しています。令和6年度広島市農政に関する具体的な意見等ございましたら、4月7日までに71ページの様式で郵送、FAX、インターネット等で事務局へご提出いただきますようお願いいたします。以上で、令和6年度広島市農政に関する意見書についての説明を終わります。

続きまして、次のページをお開きください。資料7、72ページ、農業体験学習についてです。こちら、今年度令和4年度の農業体験学習の実績報告のお願いです。72ページから74ページに昨年度、令和3年度の農業委員、推進委員が実施されました農業体験学習を掲載しております。次の75ページが報告様式になっておりますので、農業体験学習を実施された農業委員、推進委員の皆さまは、こちらの様式を使って事務局に今月末、3月末までに提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。農業体験学習については以上です。

続きまして、資料8、76ページをお開きください。消費税インボイス制度説明会についてです。こちらは情報提供で、今月3月16日、17日に中国四国農政局主催で、オンラインでインボイス制度に関する説明会が開催される予定です。興味のある方は、3月14日までにウェブやQRコードから申し込みをお願いいたします。インボイス制度説明会については以上です。

## 事務局（山崎主事）

続きまして、77ページの第6回地区協議会開催日程についてです。下の表のとおり、3月8日水曜日から3月24日金曜日までの間で各地区予定しております。開催時間・場所等ご確認いただければと思います。

続きまして、資料10、令和5年3月の現地調査日程についてです。今月の受付締切日は3月15日水曜日です。現地調査の開始時間、集合場所等については、許可申請の状況を勘案し、15日の夕方に電話で調整させていただきます。現地調査日程案は、16日木曜日の午前は旧市、午後は安芸区、17日金曜日の午前は安佐北区の可部・安佐地区、午後は白木・高陽地区、20日月曜日の午前は安佐南区、午後は佐伯区を予定しています。

最後に、今回が令和4年度最後の総会となりますが、総会の議案につきましては個人情報が含まれていますので、総会終了後に議案を回収させていただくことを、改めてお願い申し上げます。なお、本日配付した資料につきましてはお持ち帰りください。以上で事務局からの説明を終わります。

## 議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

（委員：意見なし）

## **議 長**

これで令和5年第3回総会を終了します。

次回の総会は、令和5年4月5日水曜日午後1時30分から、東区役所5階研修室で行う予定です。

それでは、己斐会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

## **己斐会長職務代理者**

どうも皆さん、長時間にわたりまして、ご審議いただきお疲れ様でございました。日々、暖かくなっております。野菜の播種、苗の定植等々お忙しくなると思いますが、体に十分気を付けて、過ごしていただきたいと思います。